

## 踏切道の立体交差化、構造の改良及び保安設備の整備に関する 省令の一部改正について

### 1. 改正の背景・目的

第164回国会において、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案を提出し、同法案において、踏切道の安全性の向上を図るため、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）の一部改正を予定しているところです。これに伴い、踏切道の立体交差化、構造の改良及び保安設備の整備に関する省令（平成13年国土交通省令第86号）の一部を改正し、法第3条第1項に基づく踏切道の指定の基準の見直し等を行うことを予定しています。

### 2. 概要

#### （1）立体交差化、構造の改良、保安設備の整備の指定基準

##### ①立体交差化の指定基準

・ピーク時の遮断時間が40分以上の開かずの踏切や歩行者等の交通量が一定以上の踏切などについても、立体交差化の指定を行うことができることとする予定です。

##### ②構造の改良の指定基準

・歩道が狭い踏切のうち自動車の交通量が少ないものなどについても、構造の改良の指定を行うことができることとする予定です。

##### ③保安設備の整備の指定基準

・高速で列車が通過する踏切について、踏切遮断機の整備の指定を行うことができることとする予定です。  
・開かずの踏切については、自動車の交通量に関わらず踏切警報時間制御装置の整備の指定を行うことができることとする予定です。  
・開かずの踏切や自動車の交通量が一定以上の踏切については、列車が通過する速度に関わらず踏切支障報知装置の整備の指定を行うことができることとする予定です。

#### （2）歩行者等立体横断施設の整備の指定基準

開かずの踏切や歩行者等の交通量が一定以上の踏切、歩行者の横断距離の長い踏切など、特に歩行者等の横断の安全性等を確保する必要がある踏切について踏切道の指定を行うことができることとする予定です。

#### （3）歩行者等立体横断施設の内容

歩行者等立体横断施設として横断歩道橋、地下横断歩道等を定めることとする予定です。

#### （4）報告の徴収

国土交通大臣が鉄道事業者又は道路管理者から報告を徴収する際に必要な手続き等を定める予定です。

#### （5）その他所要の規定の整備を行うこととする予定です。

### 3. スケジュール（予定）

公布	平成18年3月末
施行	平成18年4月1日